

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
122297	千葉県	袖ヶ浦市	都市 II-2

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.2%
案内・受付			95.2%	86.3%
電話交換			94.0%	90.2%
公用車運転			84.9%	87.6%
し尿収集			92.0%	98.1%
一般ごみ収集			95.6%	97.2%
学校給食(調理)			85.6%	73.2%
学校給食(運搬)			94.9%	91.0%
学校用務員事務			37.9%	38.2%
水道メーター検針			98.8%	98.9%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.2%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%
ホームページ作成・運営			97.7%	98.1%
調査・集計			95.3%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置				窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定	予定時期	未定	委託状況	委託有
BPRの手法を用いた業務分析				【参考】	
取組状況		業務改革効果		類似団体	全国(市区町村分)
				総合窓口設置率	委託率
				20.4%	38.7%
				総合窓口設置率	委託率
				15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体	委託率
実施済	委託予定無し	○		○	○	○				46.2%	3.2%
										全国(市区町村分)	委託率
										35.7%	3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	【参考】	
					自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
体育館	1	1	100.0%		0	59.1%
競技場 (野球場、テニスコート等)	8	8	100.0%		0	58.7%
プール	3	3	100.0%		0	72.4%
海水浴場	0	0			0	38.5%
宿泊休業施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			0	86.5%
休業施設 (公民館等、山の家等)	0	0			0	82.0%
キャンプ場等	0	0			0	69.9%
産業情報提供施設	0	0			0	72.8%
展示施設、見本市施設	0	0			0	60.0%
開放型研究施設等	0	0			0	50.0%
大規模公園	1	1	100.0%		0	46.3%
公営住宅	3	0	0.0%	公営住宅の戸数が少なく、導入効果が見込めないため。	0	16.3%
駐車場	5	5	100.0%		0	29.2%
大規模公園、畜場等	1	0	0.0%	地域住民の雇用の場となっており、市民協働の観点や指定管理者制度導入の効果も見込めないことから、当面は直営で運営していくこととしているため。	0	25.7%
図書館	3	0	0.0%	市民に対するサービスの質の維持、向上の観点から直営と委託による運営体制が最も適していると考えているため。	3	18.7%
博物館 (博物館、歴史館、郷土館等)	1	0	0.0%	上記理由により当面は直営で運営していくこととしているため。	1	26.1%
公民館、市民会館	6	0	0.0%	制度の導入も含め運営体制検討中であるため。	5	17.6%
文化会館	0	0			0	63.3%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			0	52.9%
特別養護老人ホーム	0	0			0	100.0%
介護支援センター	0	0			0	34.1%
福祉・保健センター	3	3	100.0%		0	50.9%
児童クラブ、学童館等	5	5	100.0%		0	24.2%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	【参考】	
		実施率(類似団体)	単独クラウド
		40.9%	78.5%
		全国	
		46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定	策定予定時期
【参考】			
類似団体	全国(市区町村分)		
策定割合	策定割合		
100.0%	99.9%		

(7)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定	作成完了予定年度
【参考】			
類似団体	全国(市区町村分)		
作成割合	作成割合		
88.2%	91.4%		

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体